

Q 2 「LDかもしれない」と推測できるのはどんな場合ですか。

A 2 全般的な知的発達に遅れがないのに、生育歴、病歴等に中枢神経系の機能障害につながりそうな所見がある場合や、教科学習の結果に特異な偏りがある場合に限られます。

LDに限らず、障害の種類や状態は、心理検査、医学検査、生育歴、既往歴、学習困難の偏りの状況や、性格・行動の特徴的なエピソードなど、複数かつ多面的で総合的な情報をもとに判断しなければなりません。

学校においては、下表のような条件(できるだけ複数の条件)に該当する場合に限って、「LDかもしれない」と推測できます。(あくまでも推測であり断定ではないことに留意する必要があります。)

推測できる条件の例	具 体 例	事 例
生育歴、既往歴等に、中枢神経系の機能障害につながる可能性を示すリスク所見がある。	妊娠期・出産時の異常	事例1 A男 事例3 C子
	低年齢時、高熱を出し、けいれんなどを起こした病気に罹患した。	事例4 D男
	特に育てにくさ、育てやすさがあった。(他の兄弟姉妹との大きな差異)	事例6 F男 事例7 G子
全般的な知的障害はないが、認知や心理に関する検査結果に特異的で部分的な弱さがある。	短期記憶の弱さ	事例1 A男
	言語発達の遅れ	事例2 B男
	ADHDに該当する所見	事例6 F男
	聴覚記憶・図形記憶・言語表現の弱さ	事例7 G子
ある教科が、他の教科と比べて著しく学習困難である。または、その教科内のある分野が、その教科内の他の分野と比べて著しく学習困難である。(センター調査で指摘された項目に偏りがある。)	算数に比べて国語の学習困難が著しい。 数量に比べて図形の学習困難が著しい。	事例1 A男

なお、不登校等やLD等に限らず、児童生徒への援助・指導は、組織的な取組が原則ですが、それは複数の情報に基づく客観的な生徒理解を踏まえた方針のもとでなければ成り立ちません。

本研究の事例は、いずれも該当児童生徒に対して、別室指導や個別指導を行っています。次ページのQ3にも紹介したように、それらを実施する上で、担任、担任外教員、教育相談部員、養護教諭、スクールカウンセラー等が、それぞれの分掌の役割を生かして援助・指導を分担し組織的に行うことで成果をあげています。